

監事監査報告書

2025（令和 7）年 5 月 16 日

学校法人松山大学

理 事 会 御中
評議員会 御中

学校法人 松山大学

監 事 宮 植 信 一

監 事 重 松 修

監 事 新 田 孝 志

私たち監事は、私立学校法（令和 5 年 5 月 8 日施行）第 37 条第 3 項及び学校法人松山大学寄附行為（令和 4 年 10 月 6 日施行）第 15 条第 1 項並びに寄附行為（令和 7 年 1 月 1 日施行）第 15 条第 1 項の規定に基づき、学校法人松山大学の 2024（令和 6）年度（令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで）の業務及び財産の状況並びに理事の業務執行の状況について監査を行い、その方法及び結果を取りまとめたので、以下の通り報告します。

1. 監査の方法及びその内容

私たちは監査方針、監査計画に従い、理事長、理事、内部監査室、企画部、その他役職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境整備に努めるとともに、理事会、評議員会及びその他重要な会議に出席し、必要に応じて説明を求め、意見を述べたほか、理事から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、主要な部署において業務及び財産の状況について調査しました。

さらに、監査法人（有限責任監査法人 トーマツ）と連携し、計算書類等（資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表及び附属明細書）並びに財産目録について確認するなど、必要と思われる監査手続きを実施しました。

2. 監査の結果

- (1) 学校法人松山大学の業務に関する決定及び執行は適切な手続きを経て行われており、業務及び財産並びに理事の業務執行に関する不正行為はなく、かつ、法令及び寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。
- (2) 計算書類等は、法令及び規程等に基づき作成され、本法人の収支及び財産の状況を適正に示しているものと認めます。

以上